別表六の二（四）　記載要領

1　この表は、連結法人が租税特別措置法第68条の9第3項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「税額控除割合の計算」及び「税額基準割合の調整」の各欄は、法第15条の2第1項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度が平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する各連結事業年度である場合にのみ記載すること。

3　「当期税額基準額（10）×（0.25、（0.25＋(13)）又は(14)）(15)」の欄は、別表六の二(六)「18」の欄に金額の記載がある場合には、「、（0.25＋(13)）又は(14)」を消すこと。

別表六の二（四）　中小連結法人の試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書

連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	

試験研究費の額の合計額（別表六の二(四)付表「2」）		1	円	調整前連結税額（別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」）		10	円
控除対象試験研究費の額の合計額の計算	同上のうち特別試験研究費以外の額の合計額	2		当期税額基準額の計算 税額基準割合の調整	平均売上金額の合計額（各連結法人の別表六の二(七)「5」の合計）	11	
	(1)のうち中小連結法人の試験研究費に係る税額控除の対象とする特別試験研究費の額の合計額	3			試験研究費割合 $\frac{(1)}{(11)}$	12	
	控除対象試験研究費の額の合計額 (2)＋(3)	4			(12)＞10％の場合の特例加算割合 $((12)-\frac{10}{100})\times 2$（小数点以下3位未満切捨て）（0.1を超える場合は0.1）	13	
税額控除割合の計算 増減試験研究費割合の計算	比較試験研究費の合計額（各連結法人の別表六の二(七)「10」の合計）	5			(7)　＞　5　％　の　場　合	14	0.35
	増減試験研究費の額 (1)－(5)	6			当期税額基準額（(10)×(0.25、(0.25＋(13))又は(14)）	15	円
	増減試験研究費割合 $\frac{(6)}{(5)}$	7		当期税額控除可能額（(9)と(15)のうち少ない金額）		16	
	税額控除割合 $\frac{12}{100}+((7)-\frac{5}{100})\times 0.3$（小数点以下3位未満切捨て）（0.17を超える場合は0.17とし、0.12未満の場合又は(5)＝0の場合は0.12とする。）	8		調整前連結税額超過構成額（別表六の二(二十四)「7の②」）		17	
中小連結法人税額控除限度額 (4)×((8)又は0.12)		9	円	法人税額の特別控除額 (16)－(17)		18	

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）